④　減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

該当事項はない。

⑤　回収可能サービス価額

通信設備については、使用価値相当額により測定しており、使用価値相当額は東日本電信電話株式会社からの再調達価額を採用した結果、帳簿価額を上回ったため減損損失は計上していない。

⑷　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	11,159,287千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	9,454,405千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	1,704,882千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療器機等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計

551,090千円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　416,671千円

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　231,413千円

2,904,057千円

2．損益計算書関係

⑴　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	1,318,597千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	1,219,599千円
当期総利益に与える影響額（差引き）	98,997千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療器機等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額

—千円

98,997千円

3．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	2,431,920千円
うち、定期預金	467,374千円
うち、定額貯金	6,111千円
差引資金期末残高	1,958,434千円

⑵　重要な非資金取引

①　現物寄附による資産等の取得

土地	—千円
建物	—千円
工具器具備品	118,430千円
図書	8,724千円
美術品・収蔵品	600千円
ソフトウェア	—千円
消耗品	31,158千円
計	158,913千円

②　ファイナンス・リースによる資産の取得

建物附属設備	103,081千円
工具器具備品	1,557,782千円
計	1,660,863千円

⑶　その他の事項

①　教育研究関連業務支出は、教育・研究に関する支出である。

②　診療関連業務支出は、診療経費に関する支出である。

③　その他の業務支出は、主として一般管理費の支出である。

4．金融商品に関する事項

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債及び地方債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入れに限定している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規定に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有していない。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差　額
⑴　長期借入金	(17,569,137)	(18,933,611)	(1,364,474)

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示している。

注　金融商品の時価の算定方法

⑴　長期借入金

時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

5．資産除去債務に関する事項

⑴　資産除去債務の内容についての簡潔な説明

建物の石綿障害予防規則等に基づく吹き付けアスベストの除去費用及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）に基づく除去費用である。